

2 被ばくスクリーニング検査

担当：生活衛生部・生活保護課

活動経過

平成23年

- 3月12日 会津若松市等へ相双地域からの避難者増加
会津若松市は、被ばくスクリーニング検査が済んだ者のみを避難所へ受入れること決定し、会津中央病院へ検査を依頼
- 13日 会津中央病院において午前0時まで検査実施したが、希望者多数のため対応しきれず、会津若松市へ検査中止する旨を連絡
当所へ被ばくスクリーニング検査希望者20名以上が来所
会津地方災害対策本部にて調整し、県立会津総合病院に陰圧式エアータント（感染症発生時に仮設診察室等として使用する空気膨張式テントを代用）を設置し、被ばくスクリーニング検査を実施することを決定
会津若松市社会福祉協議会に着替え用の衣類の提供を依頼
- 14日 県立会津総合病院にて被ばくスクリーニング検査を実施（761人受検）
全身除染を行うスクリーニングレベルを100,000cpmに設定
翌日が降雪の予報であったことから、陰圧式エアータントでの検査継続は不可能と判断し、会津災害対策本部へ別会場の確保を依頼
会津大学で実施することを決定し、大学講堂・通路をビニールシートで養生し、会場設営
- 15日 会津大学にて被ばくスクリーニング検査開始（1,639人受検、午前3時30分終了）
- 16日 会津大学にて午前6時より準備・検査開始（1,249人受検）
「被ばくスクリーニング検査済証」を当所独自の様式に変更、発行
本庁より検査派遣チームが到着し、検査するも検査済証を発行しなかったため、受検者及び受入市町村等から苦情多数
会津大学を恒常的会場として検査継続することは難しいと判断し、あいづドーム及び野球場を常設検査会場とすることを決定
あいづドームに会津若松消防署城南分署から除染用としてのテントを借り、設置
- 17日 あいづドームで検査開始（1,687人受検）
午後、本庁より日本技師会12人からなる派遣検査チームが到着し、検査を開始
- 18日 検査体制（当事務所員13人、会津災害対策本部9人、県立会津総合病院技師4人・看護師9人、日本技師会4人、浜松医大7人）
以降、同様の検査体制で行うも、次第に検査希望者が減少し、順次体制縮小
- 4月24日 あいづドーム検査会場閉鎖
- 25日 検査会場を当所会議室へ、検査時間を10時30分～17時へ変更
- 5月10日 当所職員2名での検査体制に縮小
- 9月1日 平日のみを検査日とすることに変更（～現在も継続実施中）

※ 検査開始から現在まで、100,000cpmを越える受検者なし。

活動内容

1 避難者の表面汚染検査（スクリーニング）の実施

(1) 受付、問診

- ・「被災地住民登録票」に氏名、性別、生年月日、避難前の住所、電話番号を記入してもらい、先着順に受付した。
- ・避難者の健康状態の確認のため保健師による問診を行った。

(2) サーベイメータによる体表面汚染検査

- ・GM計数管式サーベイメータを用いて体表面、衣服、バッグなどの持ち物、自動車、犬などのペット等の表面汚染検査を実施した。
- ・検査結果は、「スクリーニング測定記録票」に記録した。
- ・発災当初は、県立会津総合病院の放射線技師、日本技師会、福島県放射線技師会等の支援を受け、最大8ゲートで検査を実施した。
- ・避難者の汚染状況は、部分除染のレベル（13, 000 cpm）以下の人が大半であった。中にはこれを越える人もおり、汚染部の拭き取りなどの部分除染を実施したが、全身除染のレベル（100, 000 cpm以上）を超える人はいなかった。
- ・衣服や靴の着替えを希望する人には、会津若松市社会福祉協議会より提供していただいた衣服等を配布した。

※ スクリーニングレベル

全身除染を行うレベル 100, 000 cpm 以上

部分的な拭き取り除染を行うレベル

13, 000以上100, 000 cpm 未満

(3) 「被ばくスクリーニング検査済証」の発行

- ・会津地域に設置された避難所への入所、医療機関の受診、アパートへの入居等の際にも、被ばくスクリーニング検査受検の有無を問われたため、「被ばくスクリーニング検査済証」を発行した。
- ・「被ばくスクリーニング検査済証」の発行は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルには設定されていなかったが、社会の要請を考慮し、迅速に対応した。
- ・検査済証発行数 延べ11, 702人（平成24年3月31日現在）

<p>平成 23 年 3 月 25 日</p> <p>氏名</p> <hr/> <p>被ばくスクリーニング検査を受けたことを証する。</p> <p>福島県会津保健福祉事務所長 印</p>

当所が発行したスクリーニング検査済証

活動場所及び検査担当

期 間	場 所	検査担当
平成23年 3月14日	県立会津総合病院	福島県立会津総合病院、会津保健福祉事務所
3月15日～16日	会津大学	福島県立会津総合病院、会津保健福祉事務所
3月17日～ 4月24日	あいづドーム	福島県立会津総合病院、日本技師会、福島県放射線技師会、浜松医科大学、京都府、熊本市、宮崎県、会津保健福祉事務所
4月25日～現在	会津保健福祉事務所	福井大学、徳島大学、北海道、大阪府、熊本市、電気事業連合会、会津保健福祉事務所

活動実績

(1) 実施期間：平成23年3月14日～（現在も実施中）

(2) 検査実施状況 (平成24年3月31日現在)

年 月	検査受付	検査実施	簡易処置数	再 掲	
				13,000cpm 以上 100,000cpm 未満	100,000cpm 以上
平成23年 3月	9,281人	9,258人	131人	28人	0人
4月	2,031人	2,028人	1人	1人	0人
5月	237人	237人	0人	0人	0人
6月	77人	77人	0人	0人	0人
7月	35人	35人	0人	0人	0人
8月	17人	17人	0人	0人	0人
9月	17人	17人	0人	0人	0人
10月	8人	8人	0人	0人	0人
11月	7人	7人	0人	0人	0人
12月	4人	4人	0人	0人	0人
平成24年 1月	1人	1人	0人	0人	0人
2月	7人	6人	0人	0人	0人
3月	7人	7人	0人	0人	0人
合 計	11,729人	11,703人	132人	29人	0人

(3) 被ばくスクリーニング証明書発行 延べ11,702人



検査に使用した
GM計数管式サーバイメータ



被ばくスクリーニング検査



あいづドームに設置した
除染用テント



検査を待つ避難者の列



被ばくスクリーニング検査



当所に設置した検査会場

課題

1 除染施設の設置

原発事故発生後、緊急被ばくスクリーニング検査を当所主体で実施することになり、検査を行う施設の確保に時間を要した。今回のような原子力発電所の事故を想定し、あらかじめ除染施設を設定しておくことなどの準備が必要であると思われる。また、検査の結果によっては、夏冬を問わずシャワー除染が必要となるので、温水が利用できる施設の確保も併せて必要であると考えられる。

2 スクリーニング検査済証の発行

被ばくスクリーニング検査を受検していない人は、避難所への入所、医療機関の受診、アパートへの入居など、様々な規制を受けた。厚生労働省健康局総務課地域保健室から「放射線の影響に関する健康相談について（依頼）」（平成23年3月21日付け事務連絡）には、サーバイメータによる受検の証明書等を発行することは健康相談の趣旨にそぐわず好ましくないとの指導があったが、県内外の各地において依然として原発事故避難者受入時の差別偏見傾向が見られ、避難者に不利益があることから検査済証の発行を継続した。さらには、東京電力による原子力損害賠償手続きにおいても、その検査済証が交通費等の請求に必要となったことから、検査済証発行の継続は適切であったと考えている。

また、今回、「被ばくスクリーニング検査済証」の発行の重要性が確認されたので、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルに追加する必要があると考える。

3 福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの改定と活用

福島県緊急被ばく医療活動マニュアルには、今回のような広域避難を余儀なくされる事故を想定しておらず、当所の組織体制の構築に時間を要した。また、すでに被ばくスクリーニング検査を開始した後の3月14日付けでスクリーニング

レベル変更に関する通知があり、それに加えて、除染後の排水についても「一般排水として取り扱うこと」と設定された。今回の経験を踏まえ、今後起こりうる同様の事故に備え、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの大幅な見直しが必要不可欠であると考えます。また、整備したマニュアルについて、職員への周知及び活用方法についても併せて検討が必要である。

被災者の声

雪が降る中、何時間も待ってようやく検査を終え、会津若松市内の宿泊施設にチェックインしようとしたのですが、「スクリーニング検査済証」を持っていなかったため、宿泊を断られてしまいました。その後、保健所に電話で事情を説明すると、本庁から派遣されたスクリーニングチームに検査してもらったことが分かりました。保健所の職員の方から宿泊施設に事情を説明してもらい、無事に宿泊することができました。

業務を担当した職員の声

「被ばくスクリーニング業務を振り返って」

前会津保健福祉事務所生活衛生部長 石井 修
(現県北保健福祉事務所生活衛生部長)

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故発生に伴い福島県は平成23年3月13日から各保健福祉事務所をはじめとしたチームを編成し各地域で緊急被ばくスクリーニングを行ってきた。会津保健福祉事務所管内には相双地域からの避難者が日々増加したが、当初会津地方災害対策本部における調整が難航し、常設のスクリーニング会場を確保できず、3月17日によりややく常設会場を確保することができ管内の各病院等の放射線技師の皆様の協力を得ることもできた。当初検査会場が日々変更になったことは、避難して来られた方々に対する会場の周知も含めて初期対応に問題があった。休日も含めた対応も困難を極めた。

また被ばくについての誤った情報や理解により、避難者の受け入れにあたりスクリーニング検査を受けないと避難所に入れない、旅館やホテルに宿泊拒否されるという事態も発生し、検査済証明書の発行が必要となった。

証明書の発行については想定外であった。各公所の対応はまちまちであったが、会津では早急に様式を定め対応する必要があった。

スクリーニング受検者数の減少に伴い、4月末よりスクリーニング検査会場を保健福祉事務所に変更し検査に係わる職員体制も縮小することができたが、検査開始当初は外部からの十分な応援体制が確保できず、保健福祉事務所の職員全員のローテーション体制で対応せざるを得なかったが、職員の協力により乗り越えることができた。当時対応いただいた職員の皆様には感謝申しあげたい。

想定できなかった原子力発電所事故に伴うスクリーニング検査対応であったが、緊急時に迅速に対応できるよう今後の福島県緊急被ばく医療対策協議会において十分協議し、検査応援体制も含めた緊急被ばく医療活動マニュアルの整備を図る必要性があると考えます。